

2014

Jan, Vol. 157

News Letter

— 目次 —

Plaza-iBAS ビジネス分析—受注実績と機械受注統計との相関

VPN (Virtual Private Network)

Plaza-i 口座振替対応

Plaza-i 新機能—データベース状況保守・照会

インシデントがお求めやすくなりました

最新の Plaza-i バージョン情報

残業代を精算した場合の取扱い

平成 26 年税制改正大綱 (交際費課税)

〒108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4 階
(株)ビジネス・アソシエーツ TEL03-5715-3315 FAX03-5715-3318
あいわ税理士法人 TEL03-5715-3316 FAX03-5715-3318

Plaza-iBASビジネス分析－受注実

績と機械受注統計との相関

ビジネス分析では売上実績や売上予定、受注実績等のデータを基にお客様の業種や地域、商品分類や価格帯といった様々な軸で分析を行うことができます。

Plaza-i では会計データだけでなく、受注や見積等の予定データ、また予算データを含めて管理できます。また取引先や商品等のマスターには複数の分類項目を保持しており、更にユーザ定義という個別に項目自体の属性を定義可能なフィールドも利用できます。

それでもタイトルのように政府機関等の外部調査データや Plaza-i 以外で管理されているデータを含めて分析を行いたい場合に月次等の定型レポートを作成するには Plaza-i で管理するデータだけでは対応できません。

BAS ビジネス分析の活用例として Plaza-i の受注実績と外部データである機械受注統計を合わせた定型レポートを出力する Plaza-i の機能をご紹介します。

※例で利用している機械受注統計データは内閣府のホームページでダウンロードできます。

<http://www.esri.cao.go.jp/index.html>

なにが必要か？

まずは受注実績と機械受注統計を合わせたレポートを作成するために必要な要素を考えていきます。

当たり前ですが、受注実績データと機械受注統計データが必要になります。また受注実績データをそのまま出力してもあまり意味がありませんので分類するための軸を用意する必要があります。

例えば機械受注統計データには需要者別と機種別の四半期ごとのリストがありますので、相関を確認するには受注データにも同じように分類する軸があると比較できます。

また公開されているデータ（CSV）と受注データをその都度、エクセル等に転記し、手作業でデータを加工することは可能で、今回だけ必要というような非定型レポートではそれでも問題ありませんが、毎月確認するような定型レポートでは特にレポート作成にはできるだけコストをかけずにレポートの活用を注力したいと

思います。

そのためには受注実績データと機械受注統計データをそのまま利用できる状態にして格納する必要があります。受注データは自社システムで管理されていると思いますので、このために何かを準備する必要はないと思いますが、外部データの格納には考慮が必要になります。

また容易に目的のレポートを作成するにはシステム内外、両方のデータを抽出し、組み合わせで出力するプログラムを毎回作成するのではなく、事前に定義し、必要な時にはボタンをクリックすればレポートが作成される等の仕組みが作成できる必要があります。

Plaza-iでの実現方法

最初の受注実績データに関しては SOE 販売管理モジュールで日々の受注登録、変更を行うことでデータを格納することができます。機械受注統計データのような Plaza-i で管理していないデータに関しては「ユーザスキーマ」という各ユーザがデータ構造を定義し、Plaza-i からデータを活用できる機能を利用することで実現可能です。

また分析のための軸ですが、例にある、期間に関しては受注実績データに年月日を保持しているので問題ありません。需要者と機種に関しては実現方法がいくつかありますが、顧客データ、商品データともにシステム規定の分類が存在します。ただし今回のように外部データとの連携の場合には自社の分類と一致しない場合があるため、分類項目が少ないと実現が難しくなります。

Plaza-i には取引先ごとや商品ごと、受注伝票ごとに前述のユーザ定義項目が用意されているため、拡張性があります。

外部データのユーザスキーマへの取込に関しては「エクセル受入」と「外部データ取込」という機能で実現できます。

※データをホームページから取得するといった作業は必要になりますが現在、総務省で試験的に統計データ取得の API を公開し、政府統計データの活用への取組を行っており、2014 年度中の実現を目指しているということです。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukei01_02000025.html

最後にレポートの出力ですが、BAS ビジネス分析の「ユーザ定義サービス」では Plaza-i

のデータだけでなく、ユーザスキーマのデータに関しても事前に定義し出力できるので毎月の出力の際には手間をかけずにレポートを作成することができます。

おわりに

Plaza-i で業務システム外データとの連携を行うための機能についてご紹介させていただきました。

それでも実際にはビジネス分析の目的が決まってもシステムの詳細がわからなければ実現方法まで落とし込むことはなかなか難しいと思います。

そのような場合にはぜひ弊社担当者または[弊社HP](#)までお問い合わせください。

VPN (Virtual Private Network)

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）をきっかけに BCP（事業継続計画）が注目されるようになりました。

一般的な BCP 対策としてサーバをデータセンター移設や別拠点にバックアップデータを転送する等の対策が御座います。

データセンターや別拠点のサーバを利用する場合、拠点間でネットワーク通信ができる環境が必要となります。

かつては専用線（専用通信回線）の利用がメインでコスト及びランニングコストが割高でしたが、VPN（Virtual Private Network）を利用することにより、回線コストを抑えることが可能となりました。技術としてかなり普及はしておりますが、改めて VPN についてご紹介したいと思います。

VPN（Virtual Private Network）とは

VPN は「Virtual Private Network」の略で、文字通り「Virtual（仮想的）」な「Private Network（専用線）」を構築する技術の総称となります。

インターネットを介した複数の拠点間で通信相手との間に仮想的なトンネルを作り、そのトンネル内で許可したデータのみを通信するという仕組みです。この技術は、トンネリングと呼ばれ、パケットに新しいヘッダ情報を付け加えて、パケットをさらに「カプセル化」して通信を行うという仕組みになります。

また通信データの暗号化を行い、通信データの改竄・盗聴の不正アクセスを防ぎ、安全な通信を可能にする技術が VPN で、インターネットを経由しているにもかかわらず、あたかも同一ネットワーク上にいるかのような利便性が得られます。

VPNの種類

現在 VPN は、インターネットを介し自前で VPN を構成する「インターネット VPN」と、ISP が提供する IP 網を利用する「IP-VPN」の二種類が主流です。

インターネットVPN

インターネットを利用した VPN であり、IPsec や PPTP および TLS といったプロトコルが主流で、インターネット VPN には、拠点の LAN 同士が接続する LAN 型 VPN と、ノート PC などにインストールした VPN クライアントソフトを利用し、拠点の LAN に接続するリモート型 VPN があります。

ルータ機器設置やソフトウェア展開等で比較的容易に導入が出来ます。

IP-VPN

通信事業者が独自に構築した閉域 IP 網を介して、VPN 接続を構築することで、回線速度の保証や QoS といった SLA（サービス品質保証契約）を提供できるのが特徴です。

一般的にはインターネット VPN と IP-VPN を比較するとインターネット VPN の方が通信回線のコストを抑えることができますが、実効通信速度が不安定である事や VPN 機器のパフォーマンスが求められる等、機器の選択が重要となります。

弊社ではデータセンターと弊社事務所間をインターネット VPN で接続しておりますがファイルサーバの利用等は問題御座いません。

然しながら、LAN ネットワークと比較するとレスポンスは低下致します。

データベースへのアクセス等、通信レスポンスに即時性を要求される処理を行う場合は、データセンター側にアプリケーションサーバを配置し、Remote DeskTop Service(RDS)を利用する等工夫が必要です。

サーバデータセンター移設等、BCP対策についてVPNを含めた弊社実績や他社様事例も踏まえてご相談も承れますので、お気軽に[お問い合わせ](#)頂ければと存じます。

Plaza-i口座振替対応

はじめに

本稿では、回収代行業者のサービスを利用した Plaza-i 口座振替対応 (V.2.00.38) についてご紹介させていただきます。

概要

Plaza-i 口座振替対応においては、比較的安価な消耗品等を継続的に購入される場合や、毎月一定額が入金されるサービス契約の取引に利用することができます。

口座振替運用開始にあたり、まず回収代行業者と業務委託契約を結びます。その後、回収代行業者へ各得意先の口座開設を申込み、準備が整いますと、毎月、回収代行業者 (の持つ専用サイト) へ所定のフォーマットで請求データ (テキストファイル) を送ることになります。この請求データを Plaza-i から出力します。

また、口座振替された後、口座振替結果を回収代行業者 (の持つ専用サイト等) から入手して、入金、及び消込処理します。

請求締め後の請求予定データを出力

口座振替のスケジュールについては、回収代行業者のサービスによって、毎月、所定の振替日が決まっています。例えば、毎月 25 日などの振替分として、前月月初～前月月末までの請求データを回収代行業者 (の持つ専用サイト) へ送る必要があります。

Plaza-i ARS 請求外部データ転送機能では、現状、入金先・入金方法コード・入金予定日 (実務上は振替日)・通貨コードが同じデータを 1 レコードにまとめて、合計した請求金額を出力します。通常、入金方法コード、及び通貨コードは入金先毎に決まっていますので、実務的には毎月、入金先毎の請求データが出力されることとなります。

ご契約の回収代行業者によっては、一つの顧客でも複数のサービス契約を結んでいる場合に、

その内の 1 つの契約のみ口座振替するということに対応するサービスもあるようです。その場合、Plaza-i システム上の対応として、先の 4 項目に加え、「Plaza-i 顧客伝票番号」等をデータ集計キーに加える必要があります (カスタマイズ開発が必要です) が、対応は検討可能です。口座振替データレコードの詳細につきましては、ご契約の回収代行業者へご確認下さい。

Plaza-i は、受注伝票の請求情報を格納する「売上請求入金予定 F」が SOE 販売管理システム、SVC サービス業販売管理システムの両方のシステムで共有して使用できるよう設計されていますので、商品の注文とサービス契約の毎月の入金を同月に口座振替することも可能です。

入金取込と組合せて更に処理効率アップ

口座振替された後、口座振替結果に従って入金処理を行います。口座振替結果がデータで入手できる場合は、Plaza-i 入金データ取込を検討します。うまく名寄せできれば取込処理するだけで入金、及び消込処理が自動的に行われますので、処理効率アップが図れます。

Plaza-i 入金データ取込における名寄せ処理は、FB 入金データに記載されている振込人名から Plaza-i の振込人名マスターを参照して行います。但し、全く別会社にも関わらず、たまたま振込人名が同じ場合は Plaza-i の入金先を一意に特定できず名寄せ処理ができません。

そのような名寄せ失敗を減らし、マッチング率を向上させるためには、入金データに Plaza-i の請求書番号などの消込番号のデータを持たせることができるかがポイントになります。

そのためには、まずご契約の回収代行業者の所定の請求データフォーマットに「予備」項目があるか、また、十分なバイト数を保持できるか確認して下さい。加えて、その予備項目が口座振替結果の入金データファイルの中に返してもらえるか、などを確認します。

これができると、請求に対する入金が一意に特定できますので、Plaza-i ユーザデータ交換処理マスターなどセットアップを行った上で、口座振替結果の入金データを取込む際、より確度の高いマッチングが可能となります。

おわりに

上述させていただきました通り、回収代行業者によってサービス内容が異なるため、事前に

Plaza-i 適用コンサルティング、及び、場合によりカスタマイズ開発などが必要となります。

本機能の利用をご検討のユーザ様は、弊社コンサルタントもしくは営業部（03-5715-3315 内線 81）へ[お問い合わせ](#)下さい。

Plaza-i 新機能ーデータベース状況

保守・照会

はじめに

今回、Plaza-i バージョン 2.00.30 で追加されたデータベース状況保守、データベース状況照会についてご紹介します。

Plaza-i のデータベース（Oracle Database、以下 DB）の設定情報の照会や、運用において定期的に発生する一部のメンテナンス作業を Plaza-i のメニューで実行できるようになりました。

DB設定情報の照会（照会・保守）

DB のバージョン、ログモード、初期化パラメータ（オプション）の設定状況を確認することができます。

例えば、内部監査人が DB サーバにログインしなくても、アーカイブログモードで本当に運用されているのか等、DB 基本情報を確認することが可能です。

DBサーバの空き容量の確認（照会・保守）

DB サーバ（Plaza-i サーバ）の空き容量を確認することができます。

取引データは日々増えていきますので、DB 保守担当者は DB サーバの空き容量が圧迫されていないか定期的に確認する必要があります。

問題分析のための情報収集（照会・保守）

Plaza-i プラットフォーム・サポート・サービス（PPSS）に基づいて弊社がパフォーマンス上の問題やオラクルシステム稼働上の問題の対応を行う場合に、本画面の情報を提供頂くことで、より迅速な初期調査が可能となります。

DBメンテナンス作業の実施（保守）

データファイルの追加・サイズ変更を実施することができます。

パフォーマンスを向上させるためのインデクス（索引）のメンテナンスを行うことができます。画面から索引の作成・削除・使用禁止・再構築が可能です。

おわりに

今回ご紹介させて頂きました機能の詳細な情報は、ユーザズガイド、USR ユーザ管理、ユーティリティ（章）、データベース状況保守・照会に記載しています。Plaza-i ではこのような運用管理に役立つ機能についても追加、改善を続けています。

インシデントがお求めやすくなりました

Plaza-i アプリケーション・サポート・サービスにおける追加インシデントが、この度お求めやすくなりました。

具体的には、従来 10 インシデント単位（20 万円）でのご購入でしたが、基本インシデント数が 10 未満の基本インシデント数 5~9 インシデントの場合には 5 インシデント単位（10 万円）にて、基本インシデントが 4 以下の場合には基本インシデント数単位にてご購入頂けます。

そもそも、インシデントとは「Plaza-i アプリケーション・サポート・サービスのご案内書」にも記載されておりますが、弊社がセットアップした Plaza-i アプリケーションシステムの操作に関して発生した、これ以上細分不可能な、特定の問題、質問、疑問と定義されております。

既にご存知の方も多いとは思いますが、今一度インシデントによるサポートについてご説明させていただきます。

インシデントによるサポート

インシデントによるサポートとは保守契約対象のお客様において発生したインシデントに対し、弊社が口頭、メール、文書等により回答を提供することを指します。あくまで回答の提示ですので、コンサルティング、セットアップ修正、トレーニング、データ入力、データ修正等の作業は含みませんので、ご注意ください。

また、インシデントの消化につきましては、質問に対する弊社の回答により、問題が解決も

最新のPlaza-iバージョン情報

平成 26 年 1 月 10 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.16.13

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.57

なお、Plaza-i給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) NEWS and TOPICSにも掲載しております。

しくは回答されたと弊社担当者が判断した場合には、1 インシデントを消化致します。ただし、そのインシデントが Plaza-i システムのバグに起因するものはインシデントを消化いたしません。また、容易に回答できると弊社担当者が判断した場合は複数の質問をまとめて 1 回とカウント(合算インシデント)させていただきます。

消化可能なインシデント数は、サポート開始日から 1 年間有効です。未消化インシデントを翌年に繰り越すことはできませんので、こちらにもご注意ください。追加インシデントは購入後初めて到来する基準日以降 1 年間有効です。

Plaza-iサポート履歴照会

インシデントの消化は従来エクセルシートにてメールでご報告させて頂いておりましたが、Plaza-i 共通ファイルメニュー、Plaza-i サポート履歴照会でご確認頂けますので、ぜひこちらをご利用下さい。毎日更新されておりますので、お問い合わせを頂いた内容やインシデントの消化は翌日には照会が出来、月 1 回のエクセルでのご報告に比べタイムリーに確認が出来ます。

Plaza-iUGダウンロードサイト

「Plaza-i アプリケーション・サポート・サービスのご案内書」につきましては、毎月 10 日前後にメール配信させて頂いております Plaza-iUser'sGuide の更新のお知らせに記載された Plaza-iUG ダウンロードサイトから PDF のダウンロードが可能です。また、2014 年 1 月から「Plaza-i プラットフォーム・サポートサービス」もダウンロードが可能となりましたので、こちらもぜひご覧下さい。

おわりに

基本インシデント数が 10 未満の場合ですと、10 インシデント単位でのご購入を躊躇われる方も多いのではと思います。今後は 10 インシデント未満のインシデント単位購入が可能となりますので、インシデント数をご不安な場合には、これを機にぜひご購入下さい。また、ご購入ご検討の方はぜひ弊社担当または弊社顧客サポート部 03-5715-3315 内線 72 (support@ba-net.co.jp) までお気軽にご連絡ください。

残業代を精算した場合の取扱い

『ブラック企業』という言葉が昨年の新語流行語大賞のトップ 10 に入りました。

昨年 12 月に厚生労働省から発表された『若者の「使い捨て」が疑われる企業等への重点監督の実施状況』では、実施事業所のうち 82% の事業所で法令違反が見つかりました。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000032425.html>)

このような世間の関心の高まりから、最近では労働基準監督署の目が厳しくなっており、過去数年間に渡り残業代を支払っていなかった企業が指導等により、従業員に対し未払いとなっていた残業代を一括で支払うケースが増えています。従業員規模が多い企業では、その精算金額が数億円にのぼるとも言われております。

企業が過年分の残業代を支払う場合の支払い方法は様々で、(1)損害賠償金として一時金として支払うケース（以下「一時金ケース」）や(2)過去の給与等の後払いとして支払うケース（以下「後払いケース」）があるようです。

今回はこのように過去の残業代の精算を行った場合に、実務上どのような取扱いになるか税目ごと（社会保険料等含む。）及びケースごとに説明致します。

1. 法人税

過去の残業代を一括支給した場合には、上記(1)、(2)いずれのケースも法人税法上は過去にさかのぼって修正はせず、支払いをした期の損金として取扱います。

企業会計では過去の事業年度に係る損益については遡及して修正はせず、当期の損益として認識する事とされており、法人税は原則として会計処理の基準に従うとされているためです。

2. 所得税・住民税

所得税・住民税については(1)の一時金ケースと(2)の後払いケースで取扱いが異なります。

(1) 一時金ケース

過去の残業代を一時金として支払った場合には、賞与と同様に取り扱われます。過去の労働に対する対価になりますが、当期に支払うことが確定した給与等に該当します。

支払いを受けた従業員にとっては臨時の賞与と同様となるため、過去に遡って年末調整等はする必要はありませんが、支払いを受けた年の所得税、その翌年の住民税の負担が増える点に注意が必要となります。

(2) 後払いケース

過去の実労働時間に基づく未払残業代を過年分の給与等として支払った場合には、本来の各支給日に支払うべき残業代を一括して支払ったものと認められますので、本来支給日の属する年の給与所得となります。

未払残業代を支払った企業は、残業代を支払った各従業員の過年分の所得税の年末調整をやり直した上で、納付不足となっていた所得税分を、未払残業代を支払った月の翌月 10 日までに納めなければなりません。

加えて、住民税の算定基礎となる給与支払報告書を各自治体へ再提出を行います。対象となった各従業員には各自治体から納税通知書が送られ各々で納めることとなります(普通徴収)。

また、従業員が住宅ローン控除や医療費控除等の適用を受けるために確定申告をしていた場合には、修正申告を提出する必要があるため、従業員に対し修正申告が必要という通知や指導等が必要となります。

3. 社会保険料等

社会保険料等についても(1)一時金のケースと(2)の後払いケースで取扱いが異なります。

(1) 一時金ケース

過去の残業代を一時金として支払った場合には、所得税等と同様に賞与として取扱います。

支払いをした時の賞与と認識するため、過年分の保険料の修正は必要ありませんが、支払いを受けた年の社会保険料等の負担は増える事になります。

(2) 後払いケース

所得税等と同様に、本来の各支給日に支払うべき残業代を一括して支払ったものと認められますので、本来支給日の属する年の給与等となります。

そのため、遡って支給した残業代が 4 月～6 月分である場合には、社会保険料の算定基礎届の訂正届を社会保険事務所等に提出する必要があります。

平成 26 年税制改正大綱(交際費課税)

平成 26 年度税制改正大綱が 12 月 12 日に正式に決定されました。法人税の税制改正のうち交際費課税について説明します。

1. 制度の趣旨

交際費課税については、①交際費等に含まれる飲食費の金額の 50%が損金算入されることになるとともに、②中小法人の定額控除限度額の特例については①との選択のうえ、適用期限が 2 年間延長することとされました。

これらは消費を拡大させ、経済の活性化を図る目的で設けられた制度となります。

2. 改正の内容

① 全ての法人に適用される改正

交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%が損金算入されることになりました。

中小法人以外の法人は、これまで交際費等の額の全額が損金の額に算入されませんでした。今回の改正により、一部損金算入することが可能となりました。

② 中小法人である場合

中小法人については、支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800 万円）までの金額と①の金額とを比較して有利な方を選択することが出来ることになりました。

また、定額控除限度額については平成 26 年 3 月 31 日が適用期限となっておりますが、今回の改正により 2 年延長されることになりました。

※中小法人とは？

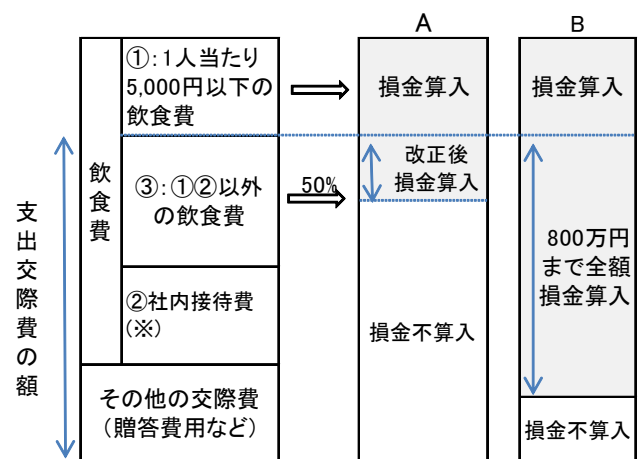
期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下である法人をいいます。

ただし、大法人(期末における資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上である法人)に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている法人は除きます。

3. 50%損金算入となる飲食費の留意点

- ① 飲食その他これらに類する行為のために要する費用で参加者 1 人あたり 5,000 円以下の費用については、従前どおり交際費等の額に含まれないこととされ、損金の額に算入されます。
- ② 飲食のために支出する費用には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用（いわゆる社内接待費）は 50%損金算入となる飲食費には含まないこととされています。

これらをまとめると下記の図解のようになります。



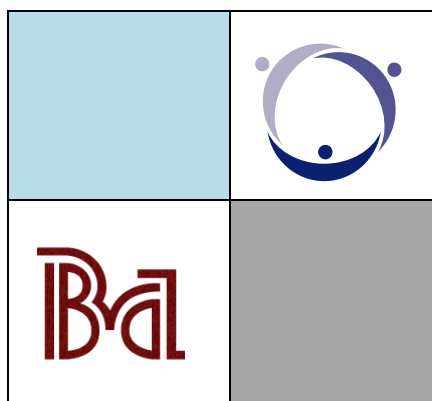
中小法人以外の法人については A が適用されます。

中小法人については A と B の有利な方を選択することが出来ます。

※社内接待費はその内容に応じて、上記図②の交際費課税の取り扱いを受けるケースのほか、給与課税されるケースがあるため、注意が必要になります。

4. おわりに

50%の損金算入の適用を受けようとする場合には、その飲食費が上記の図①から③のいずれかに当てはまるかによって取り扱いが異なっているため注意が必要です。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>